

養豚経営安定対策事業参加申込要領

[平成 23 年 4 月 18 日付け]

[23 農畜機第 178 号]

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、養豚経営安定対策事業実施要綱（平成 22 年 5 月 14 日付け 22 農畜機第 762 号。以下「要綱」という。）第 1 に定める事業実施主体（肉豚を販売することを目的として豚を飼養する畜産業を営む者（以下「養豚事業者」という。））の参加申込みを公募します。

参加を希望する養豚事業者は、下記により応募してください。

なお、平成 22 年度事業に参加の方は、機構から基本的情報を記載した申込書を送付いたします。

記

1 応募対象事業

要綱第 2 に定める事業

【要綱第 2 の事業の内容(要約)】

第 2 事業の内容

この事業の内容は、養豚事業者が経営安定の取組として豚枝肉卸売価格の下落時に補填金の交付を受けるため、機構が設置する養豚経営安定基金への生産者負担金の拠出を計画的に行うものとする。

機構は、豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合に、豚枝肉平均価格と保証基準価格の差額の 8 割について養豚経営安定基金及び機構の補助金を原資として養豚補填金を交付し、養豚事業者は養豚補填金を受け取るものとする。

2 応募手続

(1) 養豚経営安定対策事業参加申込書（様式）に必要事項を記載の上、郵送又は提出期限までに提出してください。

(2) 提出期限

平成 23 年 5 月 31 日（火）（消印有効）

なお、提出期限後に養豚経営を始めた生産者等については、随時受け付けます。

(3) 提出先・問合せ先

提出先：〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人 農畜産業振興機構
畜産経営対策部 養豚経営課

問合せ先：同上

電話：03-3583-1150～1154

ファクシミリ：03-3686-5200

電子メール：yoton@alic.go.jp

お問い合わせ、ご来訪については、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）にお願いします。

(4) 提出書類及び部数

「養豚経営安定対策事業参加申込書」（様式は後掲）1部

鉛筆での記載は、擦れて文字の判別ができなくなる場合がありますので、ボールペン等を使用し、楷書で記載してください。なお、提出された書類は返却しません。

3 参加申込結果の通知

機構は養豚事業者の参加申込書が、応募の要件（必要な事項の記載、添付書類など）に合致しているか等について審査し、その結果について、速やかに通知します。

4 その他

(1) 提出は、「郵送」又は「持参」とします。

なお、所属する畜産関係団体に提出していただき一括して送付していただくこともできます。この場合は、機構にご相談ください。

また、参加申込書に押印していただくことから、「ファクシミリ」又は「電子メール」による提出は受け付けませんのでご了解ください。

※ 郵送する場合は、簡易書留・特定記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。なお、提出期限（平成23年5月31日（火））の消印有効です。

(2) 参加申込書は、パソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出することも可能です。様式は機構ホームページからダウンロードできます。また、必ず日本工業規格A4サイズの用紙を使用してください。

(3) 事業の参加要件については、要綱に記載がありますのでご確認ください。
なお、本事業には大企業は参加することができませんのでご注意ください。大企業の定義については、別添資料2及び要綱に記載がありますので、ご確認ください。

※ 養豚経営安定対策事業参加申込書の入手を希望される方は、機構から郵送致しますので、上記2の(3)の問い合わせ先にご連絡ください。

また、事業概要等については、別紙の都道府県団体及び次の団体にもお問い合わせください。

【関係団体】

一般社団法人日本養豚協会(JPPA)	: 03-3370-5473
全国農業協同組合連合会	: 03-6271-8215
全国開拓農業協同組合連合会	: 03-3584-5720
全国畜産農業協同組合連合会	: 03-3297-5531
一般社団法人全日本畜産振興事業中央会	: 03-3583-8034

お問合せ先都道府県団体一覧

団体名		電話番号
北海道	独立行政法人農畜産業振興機構	03-3583-1150~1154
青森県	社団法人青森県養豚協会	017-752-1027
岩手県	社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	019-651-9634
宮城県	社団法人宮城県畜産協会	022-298-8473
秋田県	社団法人秋田県畜産物価格共済基金協会	018-864-2505
山形県	社団法人山形県畜産協会	023-634-8166
福島県	福島県養豚協会	024-523-4622
茨城県	社団法人茨城県畜産協会	029-232-2277
栃木県	社団法人栃木県畜産協会	028-664-3633
群馬県	社団法人群馬県畜産協会	027-220-2365
埼玉県	社団法人埼玉県畜産会	048-536-5281
千葉県	ナイスポークチバ推進協議会	043-241-3851
東京都	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
神奈川県	社団法人神奈川県養豚協会	046-238-2502
山梨県	社団法人山梨県畜産協会	055-222-4004
長野県	社団法人長野県畜産物価格安定基金協会	026-236-2275
新潟県	公益社団法人新潟県畜産協会	025-234-6782
富山県	社団法人富山県畜産振興協会	076-451-2480
石川県	社団法人石川県畜産協会	076-258-2252
福井県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
静岡県	社団法人静岡県畜産協会	054-274-0210
岐阜県	社団法人岐阜県畜産協会	058-273-9205
愛知県	社団法人愛知県養豚協会	052-961-6644
三重県	社団法人三重県畜産協会	059-213-7513
滋賀県	社団法人滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345
京都府	社団法人京都府畜産振興協会	075-681-4280
大阪府	社団法人大阪府畜産会	06-6941-1351
兵庫県	公益社団法人兵庫県畜産協会	078-361-8141
奈良県	奈良県養豚農業協同組合	0743-59-0234
和歌山県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
鳥取県	社団法人鳥取県畜産推進機構	0857-21-2775
島根県	社団法人島根県畜産振興協会	0852-24-8219
岡山県	社団法人岡山県畜産協会	086-234-5981
広島県	社団法人広島県畜産協会	082-244-4768
山口県	社団法人山口県畜産振興協会	083-973-2725
徳島県	社団法人徳島県畜産協会	088-634-2680
香川県	社団法人香川県畜産協会	087-870-6525
愛媛県	社団法人愛媛県畜産協会	089-948-5369
高知県	社団法人高知県配合飼料価格安定基金協会	088-893-5881
福岡県	社団法人福岡県畜産協会	092-641-8724
佐賀県	社団法人佐賀県畜産協会	0952-24-7121
長崎県	社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会	095-820-2196
熊本県	社団法人熊本県畜産協会	096-369-7745
大分県	社団法人大分県畜産協会	097-545-6594
宮崎県	社団法人宮崎県畜産協会	0985-41-9305
鹿児島県	社団法人鹿児島県畜産協会	099-258-5644
沖縄県	財団法人沖縄県畜産振興基金公社	098-869-7027

様式

養豚経営安定対策事業参加申込書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

養豚経営安定対策事業を実施したいので、下記のとおり申し込みます。

1 ※下記に必要事項をご記入ください。

申込年月日	平成	年	月	日	
養豚経営体	フリガナ				㊟
	申込者の氏名 又は 法人、組織名				
	フリガナ				
	代表者氏名 (法人、組織のみ)				
	住所	(〒 -)	都道府県	市区町村	
	電話	-	-	FAX	-
携帯電話等	-	-	携帯電話e-mail	@	
経営形態	<input type="checkbox"/> 一貫経営		<input type="checkbox"/> 肥育経営		

注1: 補てん金の振込確認等で機構からご連絡する場合がありますので、固定電話以外に、携帯電話や農場の電話等をお持ちの場合は、連絡の取り易い 携帯電話番号、農場の電話番号、eメールアドレス等をご記入下さい。

2: 申込者が法人の場合は、別紙の法人概要を添付してください。

2 ※下記に必要事項をご記入ください。

肉豚の出荷頭数等	農場名	都道府県	平成23年度事業対象頭数(計画)
	合計		-

注: 肉豚を肥育し、出荷したものであって、損益が帰属するものに限ります。

※確認の上、□にレ印をご記入ください。

4 耕畜連携の取組意向
 有 無

又は
5 エコフィードの取組意向
 有 無

*上記のどちらかに取組むよう努めます。
(事業参加要件は耕畜連携やエコフィードの活用に取組に努めることとなっています。)

※確認の上、□にレ印をご記入ください。

平成22年度養豚経営安定対策事業の参加状況
 直接交付方式に参加 畜産協会等と契約 参加していない
(機構に参加申込)

※確認の上、□にレ印をご記入ください。

6 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート
 有 無

*直近の点検シートの写しを添付してください。

3

※確認の上、□にレ印をご記入ください。

配合飼料価格安定基金の加入状況	
平成23年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入
平成22年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入
加入基金名	<input type="checkbox"/> 全農基金 <input type="checkbox"/> 畜産基金 <input type="checkbox"/> 商系基金
平成22年度に加入している場合であって、23年度に加入していない場合は、その理由	

注: 平成23年度における配合飼料の価格差補てんに関する数量契約の写しを添付してください。

7 ※確認の上、□にレ印をご記入ください。

参加申込にあたっての確認事項
1「個人情報の取扱い」に記載された内容
2平成22年度事業の現行方式参加者にあつては、公募団体(畜産協会等)から機構が参加申込書等の内容について情報提供を受けること
3事業実施期間終了時の養豚基金の残高は、拠出者に返還されないこと
上記について確認しました <input type="checkbox"/>

※申請等事務を委託して実施する場合のみご記入ください。

養豚経営安定対策事業の申請等事務については、次の者に委託して実施します。

※下記に必要事項をご記入ください。

9	申請等事務委託先	フリガナ			
		委託先の氏名 又は 法人、組織名			
		フリガナ			
		代表者氏名 (法人、組織のみ)			
		フリガナ			
		担当者氏名			
		住所	(〒 -)	都道府県	市区町村
		電話	- -	FAX	- -
携帯電話	- -	e-mailアドレス	@		

注:携帯電話への連絡を希望の場合、また、e-mailをご利用の場合は、それぞれご記入ください。

※確認の上、口にし印をご記入ください。

10	事務委託した内容	チェック欄
	1. 参加申込書の作成支援及び独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)への送付	<input type="checkbox"/>
	2. 事業対象肉豚の販売報告書の作成支援及び機構への送付	<input type="checkbox"/>
	3. 補助金の交付手続きに係る申請書類の作成助言及び機構への送付	<input type="checkbox"/>
	4. 生産者負担金の機構への送金	<input type="checkbox"/>
	5. 提出書類の内容等に関する機構からの照会、問い合わせの対応	<input type="checkbox"/>
	6. 機構からの調査、報告依頼の対応	<input type="checkbox"/>
	7. 事業に係る帳簿及び関係書類の整備保管	<input type="checkbox"/>
8. 事業に係る会計検査院の実施する会計実地検査の立会	<input type="checkbox"/>	

法人の概要

※申込者が法人の場合ご記入ください。

1	法人名					
2	法人の種類	<input type="checkbox"/> 農業協同組合	<input type="checkbox"/> 農協連	<input type="checkbox"/> 農事組合法人	<input type="checkbox"/> 合同・合名・合資会社	<input type="checkbox"/> 株式会社
		<input type="checkbox"/> 特例有限会社	<input type="checkbox"/> (一般・公益)社団法人	<input type="checkbox"/> (一般・公益)財団法人	<input type="checkbox"/> その他	
3	①資本の額又は出資の総額(千円)					
	②常時使用する従業員の数(人)					
	③株主の氏名又は名称及び構成割合(上位から累計50%以上までの者を記載)	1	%)	4	%)	
		2	%)	5	%)	
3		%)	6	%)		
4	3の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、その法人の概要					
	①資本の額(千円)					
	②常時使用する従業員の数(人)					
	③株主の氏名又は名称及び構成割合(上位から累計50%以上までの者を記載)	1	%)	4	%)	
		2	%)	5	%)	
		3	%)	6	%)	
	4の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、その法人の概要					
	資本の額(千円)					
	常時使用する従業員の数(人)					
	5	申込法人の概要	年度)			
売上額(千円)						
うち肉豚部門(千円)						
肉豚部門従業員数(人)						

注: 申込法人の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本の写し)及び株主に関する記載内容に係る書類を添付してください。

取組(例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

家畜排せつ物法	<p>◎ 家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模(家畜排せつ物法施行規則第1条第2項)に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。</p> <p>(参考)管理基準(法施行規則第1条第1項)</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <p>a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</p> <p>b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</p> <p>イ 管理方法に関する基準</p> <p>a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</p> <p>b 管理施設の定期的な点検を行う。</p> <p>c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</p> <p>d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。</p> <p>e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</p>
悪臭・害虫の発生	<p>◎ 家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃等に努める。</p> <p>◎ 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</p>
排せつ物利用	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</p> <p>② 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者(他の農業者を含む。)への譲渡(無償・有償を問わない。)等を行う。</p> <p>③ 上記①や②が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</p> <p>④ 地域的條件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</p>
環境法令	<p>◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎ 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</p>
エネルギーの節減	<p>◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。</p> <p>① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。</p> <p>② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。</p> <p>③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。</p> <p>④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。</p>
知見・情報の収集	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</p> <p>② 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</p>